

◇鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正について

1 規則の改正理由

納税貯蓄組合の運営に対する補助金が廃止されること等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 補助金の交付に関する規定を削除する。
- (2) 納税貯蓄組合の事務負担を軽減するため、組合規約及び組合員の変更の届出を要しないこととする。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行日は、平成24年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講じる。

◇鳥取県税条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 納税者の利便の向上を図るため、コンビニエンスストア（以下「コンビニ」という。）において納税できる県税の徴収金の種類を個人事業税にも拡大する。
- (2) 自動車取得税及び自動車税の減免が受けられる身体障害者等の範囲を見直す。
- (3) 納税者の利便の向上を図るための自動車税に係るクレジット納税の導入に対応した納付書とするなど、様式について所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) コンビニで納税できる徴収金に個人事業税を加えるとともに、コンビニで納付する際の納付書等の様式を定める。
- (2) 自動車取得税及び自動車税の減免の対象となる精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の要件から自立支援医療受給者証の交付を受けていることを削除し、減免申請の添付書類からも除外する。
- (3) 自動車税のクレジット納税に対応した納付書とするなど、様式について所要の整備を行う。
- (4) 所得区分経理の承認について定める規定及び様式中、引用している地方税法の条項を改める。
- (5) その他所要の規定の整備を行う。
- (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成25年1月1日とする(4)を除き、平成24年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。